

国民健康保険

後期高齢者医療制度

介護保険

に加入している皆さんへ

原則74歳以下の方 国民健康保険

70歳以上の方へ高齢受給者証を発送します

現在お持ちの「高齢受給者証」の有効期限は、令和6年7月31日です。8月1日から使用できる新しい高齢受給者証は、7月下旬に世帯主宛てに普通郵便で送ります。



医療費が高額になるときはマイナ保険証が便利です

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を利用すれば、限度額適用認定証などの事前申請は原則不要となります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

ただし、次の方は限度額適用認定証などの交付申請が必要です。

- ・マイナ保険証の利用登録をしていない方
- ・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関などを受診する場合
- ・過去12カ月の入院日数が通算で90日を超え、食事療養費の減額対象となる場合

限度額適用認定証などの更新・申請について

交付を希望する方は、郵送とインターネット手続きによる申請を受け付けています。公式ホームページから申請書をダウンロードして郵送するか、公式ホームページのインターネット手続きによる申請をご利用ください。
※市役所1階保険年金課窓口でも受け付けします
※7月31日までの認定証をお持ちの方には詳しい手続き方法を記載した「更新のご案内」をお送りします
※申請から発送までに1週間程度かかる場合があります
※保険税を滞納している場合、限度額適用認定証などの交付およびオンライン資格確認システムを利用した適用区分の確認ができません

7~8月は窓口が大変混み合います。郵送・インターネット手続きによる申請にご協力をお願いします



①限度額認定証=1002011、高齢受給者証=1002003
②保険年金課国保担当 ☎(338)6824

国民健康保険・後期高齢者医療制度

加入の方へ

現在の被保険者証は有効期限まで使えます

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、現在の被保険者証の新規発行は終了しますが、被保険者証に記載の有効期限(国保は令和7年9月30日、後期は令和7年7月31日)までは引き続き使用可能です。

12月以降については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。



原則75歳以上の方 後期高齢者医療制度

7月中旬に簡易書留で被保険者証を発送します

発送数が多いため、7月24日(水)ごろまでに配達を完了する予定です。ご不在連絡票が入っていたら、郵便局へ受け取りの連絡をしてください。中に青竹(薄い緑)色の後期高齢者医療被保険者証が入っています。誤って破棄しないようご注意ください。

有効期間 令和6年8月1日~令和7年7月31日
マイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、これまで2年だった被保険者証の有効期間は1年となります。



7月下旬に普通郵便で各種認定証を発送します

(すでに認定されている方のみ)

限度額適用・標準負担額減額認定証

☑自己負担1割の方

限度額適用認定証

☑自己負担3割の方

7月中旬に普通郵便で後期高齢者医療保険料決定通知書を発送します

この通知は、1年間の後期高齢者医療保険料額をお知らせするものです。通知は再発行できないので大切に保管してください。



①被保険者証=1012177、後期高齢者医療保険料決定通知書=1002042
②保険年金課後期高齢者医療担当 ☎(338)6807

原則65歳以上の方 介護保険

7月中旬に普通郵便で介護保険料決定(納入)通知書を発送します

この通知は、1年間の介護保険料額をお知らせするものです。通知は再発行できないので大切に保管してください。

年金天引きまたは口座振替により納めている方
介護保険料決定通知書を同封

納付書により納めている方

介護保険料納入通知書と納付書を同封



7月中旬に普通郵便で介護保険負担割合証を発送します

(要介護・要支援認定を受けている方および事業対象者のみ)

介護保険負担割合証には利用者負担割合が記載されています。

介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際は、サービス提供事業者に提示してください。

利用者負担割合は、本人の所得や同じ世帯の65歳以上の方の所得などにより、1割~3割のいずれかです。



①介護保険料決定(納入)通知書=1002971、負担割合証=1002967
②介護保険料決定(納入)通知書に関すること=介護保険課介護保険担当 ☎(338)6901、負担割合証に関すること=介護保険課認定給付担当 ☎(338)6907